

# 岐阜県公報

第二千九百十三号  
平成三十年一月十六日  
(火曜日)

## 目次

### 規則

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

(砂防課) 一七ハシ

### 告示

知事が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示の一部改正

(法務・情報公開課) 一八

医療扶助又は医療支援給付のための医療担当機関の指定

(地域福祉課) 一八

指定医療機関の廃止の届出

(同) 一八

指定訪問看護事業者等の所在地の変更届出

(同) 一九

指定医療機関の指定辞退

(同) 一九

介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護事業者等の指定

(同) 一九

指定介護機関の所在地の変更届出

(同) 二〇

医療扶助又は医療支援給付のための施術担当機関の指定

(同) 二三

### 公示

県営土地改良事業計画の決定

(農地整備課) 二三

公共測量の実施

(用地課) 二四

公共測量の終了

(同) 二四

## 規則

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県規則第一号

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部を改正する規則

規則

岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則(昭和四十五年岐阜県規則第八号)の一部を次のように改正する。

別記第六号様式表面中「**甲**」を「**甲**」に、「**乙**」を「**乙**」に、「**丙**」を「**丙**」に改め、「**甲**」を削り、「**同様式裏面**」中「**第**」を「**第**」に改める。

附則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則の施行の際現にこの規則による改正前の岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により交付されている身分証明書は、この規則による改正後の岐阜県急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の規定により交付された身分証明書とみなす。

告 示

岐阜県告示第八号

知事等が実施する各種試験の結果の情報提供に関する実施要綱により結果を提供する試験に関する告示（平成七年岐阜県告示第二百十六号）の一部を次のように改正し、平成二十九年年度に実施する試験から適用する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

別表一に次のように加える。

岐阜県地域森林管理士認定試験	各試験種目別の得点及び合否	回	上	個人情報録合致	医師免許証等
----------------	---------------	---	---	---------	--------

岐阜県告示第九号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第四十九条の規定により医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
可児かがやき薬局	可児市下恵土字中西八三五	平成二九・七・一
ともえ薬局	大垣市友江二九九二	平成二九・一〇・一

恵みクリニック	関市小屋名五反田一四六〇	平成二九・一一・一
総合在宅医療クリニック	羽島郡岐南町薬師寺四一二	同

しいのみ薬局	関市上白金一〇五一	同
--------	-----------	---

コメノ薬局	羽島郡笠松町米野二四一一	同
-------	--------------	---

ファセオ薬局	関市小屋名五反田一四六〇	同
--------	--------------	---

まるみはなの木薬局	中津川市淀川町三八ルビット	平成二九・一一・一〇
-----------	---------------	------------

おおすが内科クリニック	関市笠屋土地区画整理事業施工地区内（仮換地）一四街区七画地、八画地	平成二九・一一・一
-------------	-----------------------------------	-----------

しょうなん調剤薬局久瀬店	揖斐郡揖斐川町東津波鎌坂九七〇四	同
--------------	------------------	---

なの花薬局 関ヶ原店	不破郡関ヶ原町大字関ヶ原字井ノ口二四九〇二九	同
------------	------------------------	---

岐阜県告示第十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定医療機関から当該指定に係る事業を廃止した旨届出があったので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
恵みクリニック	関市大平台一四八	平成二九・一〇・三一

総合在宅医療クリニッ  
ク  
六 羽島郡岐南町八剣北一 一八〇 同  
コメノ薬局 羽島郡笠松町米野二四一 一 同  
まるみはなの木薬局 中津川えびす町一六九六 一 平成二九・一一・九  
淀川店

岐阜県告示第十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定訪問看護事業者等からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

指定訪問看護事業者等の名称	指定訪問看護事業者等の主たる事務所の所在地	訪問看護ステーション等の名称	訪問看護ステーション等の所在地	年月日	変更
医療法人 かがやき	新 羽島郡岐南町一 薬師寺四一	訪問看護ステーションかがやき	新 羽島郡岐南町一 薬師寺四一	平成二九・一一・一	
	旧 羽島郡岐南町一 八剣北一六		旧 羽島郡岐南町一 八剣北一六	平成二九・一一・一	
株式会社 和	新 揖斐郡大野町 大字公郷七九	訪問看護ステーションなごみ	新 揖斐郡大野町 大字公郷七九	平成二九・一一・一	
	旧 揖斐郡大野町 大字公郷一三		旧 揖斐郡大野町 大字公郷七九	平成二九・一一・一	

岐阜県告示第十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十一条第一項の規定により次の指定医療機関がその指定を辞退したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

名称	所在地	指定辞退年月日
好生堂薬局	加茂郡八百津町八百津三八八八	平成二九・一一・一

岐阜県告示第十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定により介護扶助又は介護支援給付のための居宅介護等を担当させる機関として次の居宅介護事業者等を指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古 田 肇

居宅介護事業者等の名称	居宅介護事業者等の主たる事務所の所在地	サービスの種類	居宅介護事業所等の名称	居宅介護事業所等の所在地	指 定 年 月 日
鳩タクシー株式会社	岐阜県高山市名田町五丁目九五番地一六	居宅介護支援事業	はとケアプランセンター	岐阜県高山市名田町五丁目九五番地一六	平成二九・一一・二八
揖斐川町長	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三番地	介護予防訪問看護	揖斐川町春日診療所	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合三四二〇番地	平成二九・一一・一
揖斐川町長	岐阜県揖斐郡揖斐川町三輪一三三番地	介護予防居宅療養管理指導	揖斐川町春日診療所	岐阜県揖斐郡揖斐川町春日六合三四二〇番地	同
株式会社ウィーズ中部	愛知県一宮市八町通二丁目六番地一	介護予防居宅療養管理指導	めいじまち薬局	岐阜県多治見市明治町一丁目五七番地	同
株式会社ウィーズ中部	愛知県一宮市八町通二丁目六番地一	介護予防居宅療養管理指導	めいじまち薬局	岐阜県多治見市明治町一丁目五七番地	同
株式会社ユニマツトイアメント・コミュニテイ	東京都港区北青山二丁目七番一三号 プラセオ青山ビル	認知症対応型共同生活介護	大垣ケアセンターそよ風	岐阜県大垣市久瀬川町六丁目一二八番地	同
株式会社アルス	岐阜県羽島郡笠松町美笠通三丁目二番地四	居宅療養管理指導	シトラス薬局笠松店	岐阜県羽島郡笠松町美笠通三丁目二番地四	平成二九・一一・二二
株式会社アルス	岐阜県羽島郡笠松町美笠通三丁目二番地四	介護予防居宅療養管理指導	シトラス薬局笠松店	岐阜県羽島郡笠松町美笠通三丁目二番地四	同

岐阜県告示第十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十条の二の規定により次の指定介護機関からその所在地を変更した旨届出があつたので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の

自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇



株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社	株 式 会 社
和	和	和	和	和	和
旧	新	旧	新	旧	新
七 番 地 一 岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 一 三 一	七 番 地 一 岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番	七 番 地 一 岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 一 三 一	七 番 地 一 岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番	七 番 地 一 岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 一 三 一	七 番 地 一 岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番
特 定 福 祉 用 具 販 売	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	介 護 予 防 福 祉 用 具 貸 与	介 護 予 防 通 所 介 護	介 護 予 防 訪 問 看 護
福 祉 用 具 w a は び り ー ス	福 祉 用 具 w a は び り ー ス	福 祉 用 具 w a は び り ー ス	福 祉 用 具 w a は び り ー ス	み デ イ サ ー ビ ス セ ン タ ー な こ	み 訪 問 看 護 ス テ ー シ ヨ ン な こ
岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番 地	岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番 地	岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番 地	岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番 地	岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番 地	岐 阜 県 揖 斐 郡 大 野 町 大 字 公 郷 七 九 番 地
同	同	同	同	同	同

氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	氏名 氏名 氏名 氏名 氏名	<p>株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん</p> <p>新 岐阜県揖斐郡大野町大字公郷七九番地 旧 岐阜県揖斐郡大野町大字公郷一三七一七番地一</p> <p>訪問看護用具販売 福祉用具 wa はびりーす</p> <p>岐 岐阜県揖斐郡大野町大字公郷七九番地 同</p> <p>岐 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 新 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 旧 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地八</p> <p>平成二九・一一・一</p>	<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。</p> <p>平成三十年一月十六日</p>	<p>公 示</p> <p>県営土地改良事業計画の決定</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成三十年一月十六日</p>	<p>岐阜県告示第十五号</p> <p>株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん</p> <p>岐 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 新 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 旧 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地八</p> <p>同</p> <p>平成二九・一一・一</p>	<p>村 上 由 村 上 由</p> <p>むらかみはりきゅ う接骨院</p> <p>美濃加茂市加茂野町今泉六一八</p> <p>平成二九・一一・一</p>
氏名	氏名	<p>株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん</p> <p>新 岐阜県揖斐郡大野町大字公郷七九番地 旧 岐阜県揖斐郡大野町大字公郷一三七一七番地一</p> <p>訪問看護用具販売 福祉用具 wa はびりーす</p> <p>岐 岐阜県揖斐郡大野町大字公郷七九番地 同</p> <p>岐 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 新 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 旧 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地八</p> <p>平成二九・一一・一</p>	<p>岐阜県知事 古田 肇</p>	<p>生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十五条第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条第一項の規定により医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる機関として次のものを指定したので、同法第五十五条の三及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十五条の三の規定により告示する。</p> <p>平成三十年一月十六日</p>	<p>公 示</p> <p>県営土地改良事業計画の決定</p> <p>土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を定めたので、同条第五項の規定により公示し、事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。</p> <p>平成三十年一月十六日</p>	<p>岐阜県告示第十五号</p> <p>株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん 株式会社笑顔いちばん</p> <p>岐 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 新 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地四五 旧 岐阜県各務原市那加雄飛ケ丘町一八番地八</p> <p>同</p> <p>平成二九・一一・一</p>	<p>村 上 由 村 上 由</p> <p>むらかみはりきゅ う接骨院</p> <p>美濃加茂市加茂野町今泉六一八</p> <p>平成二九・一一・一</p>

岐阜東部地区  
 (郷戸池地区)  
 各務原市役所  
 平成三〇・二一・一六から  
 二一・一四まで

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

国土交通省中部地方整備局越美山系砂防事務所

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成二十九年十二月十九日から  
平成三十年二月二十八日まで

四 作業地域

本巣市及び揖斐川町

公共測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により可児市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

可児市

二 作業種類

公共測量(基準点測量)

三 作業期間

平成三十年一月十五日から  
同年二月二十八日まで

四 作業地域

可児市

公共測量の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により美濃加茂市副市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

平成三十年一月十六日

岐阜県知事 古田 肇

一 作業機関

美濃加茂市

二 作業種類

公共測量(空中写真測量、数値撮影、写真地図)

三 作業期間

平成二十九年八月二日から  
同年十二月二十七日まで

四 作業地域

美濃加茂市

平成三十年一月十六日発行

発行者 岐阜市数田南二丁目一番一号  
発行所 岐阜県庁

編集 岐阜市三輪ふりとびあ十三 岐阜文芸社